

個人演説会等施設の設備程度等及び納付すべき費用額について

公職選挙法施行令第119条第2項及び同第121条の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額を、次のとおり定める。

施設の名称	演説会場の種別	面積 (m ²)	設 備 の 程 度					納付すべき費用の額
			照 明	演 壇 (壇卓)	聴 衆 席	拡声装置 (有無)	その他	
蚕桑地区 コミュニティセンター	さくらホール	193.7 m ²	有	壇1 卓1	イス210席	有	控室 1	白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に定められた額
鮎貝地区 コミュニティセンター	ホール	199.7 m ²	有	壇1	イス130席	有	控室 1	
荒砥地区 コミュニティセンター	大ホール	209.0 m ²	有	壇1 卓1	イス110席	有	控室 1	
十王地区 コミュニティセンター	交流・体験 ホール	223.6 m ²	有	壇1 卓1	イス156席	有	控室 1	
鷹山地区 コミュニティセンター	2階会議室	75畳	有	無		有		
東根地区 コミュニティセンター	東陽ホール	193.7 m ²	有	壇1	イス118席	有		
白鷹町産業センター	多目的ホール	300.0 m ²	有	壇1 卓1	イス216席	有	控室 1	白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例に定められた額
白鷹町 文化交流センター	ホール	125.0 m ²	有	壇1 卓1	イス200席	有	楽屋 2	白鷹町文化交流センターの設置及び管理に関する条例に定められた額